

# 一時保育のご案内

木曽岬町では一時保育を実施しております。一時保育とは、一時的に家庭で保育することが困難な場合にお子さんをお預かりして保育する制度で、主な内容は次のとおりです。

## ◇対象者

町内に住所を有する保育園に在籍しない満1歳から就学前児童

保護者が里帰り出産等のため町内に帰省している満1歳から就学前児童

## ◇実施施設

南部保育園（月曜日～金曜日） 三崎 666 番地 TEL 68-8891

中部保育園（土曜日） 和泉 431 番地 1 TEL 68-5718

※幼稚園児については、在園する園にて実施いたします

※詳細な持ち物については各園にお問い合わせください。

## ◇実施内容

非定型的保育…保護者の就労形態により家庭での保育が断続的に困難となる児童を対象とした保育

緊急的保育…保護者の傷病、入院、冠婚葬祭等により、緊急一時的に家庭での保育が困難となる児童を対象とした保育

私的理由による保育…保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消する等私的な理由により保育を必要とする児童を対象とした保育

## ◇保育期間

月曜日～土曜日（日曜・祝日及び年末年始等はお休みです。）

対象児童1人につき1ヶ月当たり14日以内

## ◇保育時間

8:30から16:30までの間

## ◇保育料（※年齢は、利用日の属する年度の4月1日を基準とします。）

	3歳未満児	3歳以上児
半日（4時間未満）	1,400円	700円
一日（4時間以上）	2,800円	1,400円

\*給食が必要な場合は、給食費として別途240円が必要です。

\*保育料等は、利用日当日に園へお支払いください。

## ◇申し込み

利用日の7日前まで（緊急的保育を除く）に、役場福祉健康課もしくは各保育園にお申込みください。

在園児は、利用日にかかわらず、所属している園での一時保育が可能です。

やむを得ずキャンセルされる場合は、前日までに必ず園へご連絡ください。

## ◇お問い合わせ先

役場 福祉健康課 TEL：0567-68-6104